

問6 国内優先権主張を伴う出願の出願人（特・実）

先の出願の発明に基づいて共同開発により改良発明がされたので、国内優先権の主張を伴う出願を予定しています。後の出願に新たな出願人を加えたいのですが、どうすればよいですか。

答： 国内優先権の主張に係る先と後の出願は、出願人の一致が要件とされています（出願後に特許法第14条4項に規定の国内優先権主張書面（「優先権主張書」）の提出により優先権の主張を行う場合であっても、後の出願の時点において出願人が一致していることが必要です。）。先の出願について出願人名義変更届を提出して共同出願とし、後の出願を共同で行うか、後の出願を単独で行い、その後出願人名義変更届を提出する方法があります。